

15日で開業12年。 21日で生誕44年。



平成25年7月5日 **徳野会計事務所**

〒530-0041 大阪市北区天神橋2-3-8 MF南森町ビル3階

TEL:06-6809-2205 FAX:06-6809-2206 URL:http://www.ft-tax.com/mail:info@ft-tax.com/

● 問い合わせ対応

FT

FT FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

本ームページでのキーワード検索で上位に表示されるようになったことで、お問い合わせが増えました。 ただ税務的な質問は、断片的な情報だけではなくその背景や周囲の状況もあわせてお聞きしないと回答が難しいので、来社いただいてしっかりお話をうかがいたいところです。しかし、電話で即答を求める方が多く、対応が難しいところです。

お問い合わせがない段階ではお問い合わせを増やすことに集中していましたがいざ、問い合わせが出始めると別の問題が出てくる・・・でもまぁ、これも成長しているということですよね?

● 採用面接を通して感じたこと

5月から採用活動をしています。応募が多くない時期なのですが、何人かとお会いしました。 試験問題に「今年の税制改正」をテーマにしてみました。改正項目はたくさんあるのですが、多数の人が1つ か2つの回答です。それを受けての面接で「<mark>勉強してないの?</mark>」と質問しますと「今の職場がそういう環境にない」。

会計事務所で働いていて税制改正の項目すらわからないで、あなたはお客様に何を提供しているんですかっと、腹立たしくも情けなくも感じました。

そんな感覚で仕事をしてて、面白いのかな?と疑問も感じましたが、逆にやるべきことをしっかりやるだけで、ある程度の差別化が図れることも感じました。・・・ということで、採用活動は難航中です(苦笑)

◆ マイナンバー制でこうなる!

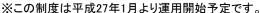
担当:井上

国民一人ひとりに番号を振り、社会保障や税を管理する「**共通番号(マイナンバー)法」**が成立しました。このマイ ナンバーで何が変わるのかポイントを解説していきます。 <メリット>

・年金などの給付や税の徴収を適正化。所得を把握しやくすくなることで、生活保護の不正**受給を防ぐことができる。** 給付面でも保険料などの納付記録が確実に見つかり、過不足なく給付を受けることができる。

・年金などの社会保険料の納付状況、過去の税務申告のほか、給与・報酬の情報をいつでも確認できる。 <デメリット>

- ・**多額の初期投資が必要。**システム構築費などの初期費用2,700億円に加え、維持費など年300億円が必要になる とも言わている。
- ・個人情報の流出。割り当てられた番号は不変のため、いったん情報が漏洩すると、「なりすまし」による被害が多発し、個人に大きな損害を被る危険性がある。実際に共通番号制度を導入しているアメリカや韓国では、情報流出の被害が続出している。





▶ 松下幸之助からの手紙 -大切な人たちへ-

担当:井上

私が毎月ご訪問させていただいているある会社の会長からお勧め頂いた一冊です。非常に読みやすく、あっという間に読破してしまいました。松下幸之助氏は素晴らしい人だと改めて思わされました。以下、本文の一部です。

"百聞は一見にしかず"といわれますが"百聞百見は一験にしかず"といえるように思うのですね。いくら理論を教えてもらっても、実際には役に立たんということですよ。これは何事においてもいえることではないでしょうか。まあ、理論というものを、まずはじめに十分に吟味、検討して、それをもとに実践するということが一つの順序だと思うのですが、実際問題として、そういうことはごく少ないですね。どういう結果が出るか分からんなりに、ああだこうだとやってみて、それを何度も何度も試していくうちに思わぬ成果が生まれる場合のほうが多いのですよ。 たとえ立派な経営理論書があったとしても、経営を行う上での一応の目安にはなるかもしれませんが、万人に共通する成功への道だとはいえないと思うのですよ。経営者それぞれに持味も違うでしょうし、まして経営環境は千差万別といってもよいのですからね。

知っていても実行していない、わかっているけどやめられない、などどんなに的確に判断をしてもそれを成し遂げる 勇気や実行力がなければ意味は成しません。時代を問わず、人間の根本的な大切な部分を再確認させてくれる お言葉の数々でした。

松下幸之助からの手紙[書籍名] 松下幸之助[文・述] PHP研究所[編]



FT FT

FT FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FΤ

FT

FΤ

FT FT

FT FT

FT FT

FT FT FT

FT

FT FT

FT FT

FT FT

FT FT

FT

FT FT

FT FT

FT FT

税務スケジュール(7月)

7月16日(火)

•所得税 予定納税額の減額申請書

担当:岡村

FT

 FT

FT

FT

 FT

FT

FΤ

FT

7月10日(水)

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FΤ

FT

FΤ

FT

FT

FT

FT

FΤ

FT

FT

FT

FT

FΤ

- 6月分 源泉所得税の納付
- •1~6月分 源泉所得税の納付 (納期の特例分)
- •6月分 住民税の納付(特別徴収)
- 社会保険 算定基礎届
- ·労働保険 申告·納税

7月31日(水)

- •5月決算法人 確定申告
- •11月決算法人 中間(予定)申告
- ・8月11月2月 消費税3か月ごとの中間申告
- •6月分社会保険料
- 所得税の予定納税 第1期
- 固定資産税、都市計画税 第2期分

担当:岡村



)一文だけを選択する方法(Word)

Wordで文章を入力している時に一つの文章だけを太字にしたり文字色を変えたりと編集する場合、 -文だけを一瞬で選択することができます。

文章中の選択したいと思っている箇所を表示させ、[Ctrl]キーを押しながら選択したい一文の上 (どこでも構いません)を左クリックしてください。

これだけで、一文が選択されますので、あとは太字にしたり文字色を変えたりするだけです。

ただし、あくまでも一文の選択ですので、句点「。」の入力がされていなければ、正しく選択することができません。 一度、お試しください。

FT FT

FT

FT

FT

FT FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT

FT FΤ

FT

FΤ FT

FT FT

◆「お客様」意識の大きな誤り

担当:池田

私たちは、お客様の喜ぶことや役に立つことをしようといろいろ考えますが、この「お客様の」という捉え方が、 お客様満足度を高める弊害になっているといわれています。

それは、「お客様」という名前の人は、どこにも存在しないからです。

人はそれぞれに自分の名前や個性を持って生きています。特に現代のお客様は「十人十色」ではなく、「一人十色」と いわれるほど、好みや欲求は多様化、高度化しており、大切にしたいものや望んでいるものも一人ひとり違います。 それをお客様ということで、すべての人を同じと考え、同じように対応していてはお客様は誰も満足しないことになる のです。

それだけに、お客様という概念で対応するのではなく、お客様は一人ひとりが違うということを認識して対応する 必要があるのです。

自分の思っている「お客様」に対する固定の概念で、すべてのお客様に対応することが、逆にお客様の不満を高めること にもなっていることを知ることも大切です。 「仕事の記録帖」(文明出版社発行)より抜粋

弊社では毎朝朝礼で「仕事の記録帖」という冊子タイプの月刊誌を、1日1ページ読んで各人がそれぞれ感想等を発表しています。 日々の業務の中でなんとなく忘れてしまっていることを気づかせていただくことがあります。

この「お客様」という概念、 業務を進めていくうえで忘れがちな本質を気づかせていただきました。





学生気分でLINE

担当:岡村 今年の3月に、大学時代の同級生たちとプチ同窓会を

開きました。そもそもは、フェイスブックで久しぶりに繋がった同級 生達と計画したのですが、卒業以来の友達も結構多く、本当に楽 しい時間を過ごしました。

そこで登録したLINEグループ

私自身はもともとLINEの登録をしておりまして、

「ID持ってる?」「ふるふるしよか?」などと話していると、 「何それ???」

「子供がやってんねんけど、さっぱりわからへん」 FT

とスマホ片手に友達が集まり、

FΤ 「どうやって登録するの?」

「ふるふるって何?」「え~わからへん!」

FT その場で、グループを作り、登録した同級生達をグループに招待 し、今では、毎朝の挨拶から子供の相談、入試、塾などの生きた情 報が飛び交っています。

ちょっとだけ(正直に言えば20数年前の…)女子大生に戻ったかのよ

うに楽しくやり取りできるようになり、3月以降も食事に行ったりお茶 FT

しに行ったりと楽しんでおります。

更年期に入る微妙な年齢をみんな一緒に乗り切ろ**う!**> が今の合言葉です。

以前(25年2-3月合併号)のこのコーナーでは所得税に ついて扱いました。所得税は導入が明治20年と歴史ある税 でしたが、今回は導入が記憶に新しい<mark>消費税</mark>のクイズです!

-間 消費税の導入は何年でしょうか?

a.平成9年 b.平成元年 c.昭和63年

第二問 消費税導入と同時に廃止された税があります。 それは以下のうちどれでしょう?

a.トランプや花札・麻雀牌に課されるトランプ類税 b.映画館や劇場の入場料金に課される**入場税** c.宝石や自動車など贅沢品に課される物品税

一答え

第一問 b.平成元年

導入当時は3%でした。昭和63年に法案が成立し、平成9年に現在の 5%に引き上げられました。

第二問 実はすべて正解です。

これらの税金は消費税導入と同時に廃止されました。海外にはポテチ 税やひげ税など面白い税目があるようですが、日本にも様々な税金が あったのですね!